

令和5年度及び6年度の千代田区における医療的ケア児等の状況及び支援の取り組み

1. 千代田区令和5年度予算における医療的ケア児等支援関連事業[児童・家庭支援センター]

(1)障害児医療ステイ(R5 新規)

医療機関と協定を結び、医療的ケア児が医療機関においてショートステイを利用できる体制を整備するとともに、区が利用日数分の個室等の借上げ費用を負担することで、保護者の不安と経済的負担の軽減を図ります。

現在、実施に向けて区内の医療機関と具体的な実施方法等について協議を継続しています。

(2)重症心身障害児等支援事業(R5 拡充)

重度・重症心身障害児及び医療的ケアを必要とする障害児をはじめ特別支援学校や特別支援学級に通う児童(以下「重症心身障害児等」という)を対象とし、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施する民間事業所の開設及び運営に要する経費の一部を補助することにより、重症心身障害児等が身近な地域で療育や専門指導を受けられるよう体制の確保を図っています。

令和5年8月1日よりフロアを拡大し、1日の定員は10名増の合計30名となり、医療的ケア児の受け入れ可能人数は10名程度となっています。

2. 千代田区令和6年度予算案における医療的ケア児等支援関連事業

(1)障害児等に関する支援関連事業[児童・家庭支援センター]

児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスの給付を行う障害児通所給付事業や、重症心身障害児や医療的ケア児を持つ家族等の負担を軽減するため重症心身障害児等在宅レスパイト事業などの利用者負担を、世帯収入・所得に関わらず発生しないよう区が独自に助成します。

(2)私立保育所等に対する運営補助関連事業[子ども支援課]

私立保育所等の安定的な運営を継続していくため、保育事業者に対し、栄養士や看護師など専門職を配置した場合等の人材確保に係る経費の助成や家賃補助等、保育所等の運営に係る経費の助成を行っています。

令和6年度は、医療的ケア児等の受入れに係る準備経費の助成を行います。